

資料：園芸文化研究所報告 投稿規定について

恵泉女学園大学園芸文化研究所報告「園芸文化」は恵泉女学園大学の教職員からはもとより、「恵泉の園芸」に関心を抱いて下さっている学外の方々からの寄稿文も同時に掲載したいと考えている。第3号では多くの学外者から玉稿を頂くことができたが、次号以降もより積極的なご協力を期待して、本誌の投稿規定を掲載する。恵泉の「園芸文化」に直接あるいは間接的に関わるものであれば、学術論文から報告、解説文など幅広い範囲のものが掲載可能であるので、詳しい内容については巻末記載の研究所事務室まで。現在は5月に発行のため、原稿の締め切りは3月末日となっている。

恵泉女学園大学園芸文化研究所報告 投稿規定

1. 研究論文、調査報告、翻訳・解説などの基本的に園芸文化に関わる日頃の成果を公表するものとする。
2. 本誌への投稿者は、原則として専任教職員の推薦を受けた者とする。ただし、掲載の可否は、本研究所企画運営委員会が決定する。
3. 使用言語は日本語または英語とする。日本語の場合は400字詰め原稿用紙換算で5～20枚程度、英語の場合はダブルスペース、A4サイズで3～15枚程度とする。
4. 原稿はパソコンまたはワードプロセッサによる。プリントアウトした原稿および記憶媒体を提出する。(記憶文書は、テキスト形式、一太郎形式、Word形式のいずれかとする)。なお、手書きの場合には楷書でわかりやすく書くこと。
5. 日本語の原稿には、表題(副題を含む)の英語タイトルをつけ、論文には数行の英文要旨(英文の場合は日本分の表題と梗概)を付記する。
6. 校正は執筆者校正とし、原則として再校までとする。
7. 掲載された研究論文の著作権は、恵泉女学園大学に帰属する。筆者自身が自分の論文を利用することは差し支えない。ただし当研究所に事前に申し出ること。